

情報ホットライン

いきいき国民健康保険

2割軽減該当者は「軽減申請書」を

市民課

軽減が拡充されました

保険料の軽減制度については、世帯の総所得金額が軽減基準額（別表）以下の世帯について、7割軽減（従来は6割）、5割軽減（従来は4割）適用となり、また、新たに本年度から2割軽減の制度が適用されることになりました。

この軽減制度により中間所得階層の負担軽減が図られました。

2割軽減割合と基準

① 7割・5割軽減に該当しない国民健康保険被保険者世帯

② 世帯全体の被保険者の所得金額の合計が、34万円に世帯の全被保険者人数をかけ、その金額に33万円を加えた金額以下の場合（別表に例示）

2割軽減の手続

①②に該当し、すでに国民健康保険の被保険者資格世帯の場合は、5月31日までに「軽減申請書」を提出してください。転入や社会保険離脱等の新たな国保資格世帯は、異動の日を含めて13日以内に申請をすることで2割軽減が受けられます。

（別表）各軽減の基準額一覧

単位：円

世帯の人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
7割軽減基準額	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000
5割軽減基準額	なし	570,000	810,000	1,050,000	1,290,000	1,530,000	1,770,000	2,010,000	2,250,000	2,490,000
2割軽減基準額	670,000	1,010,000	1,350,000	1,690,000	2,030,000	2,370,000	2,710,000	3,050,000	3,390,000	3,730,000

- ◆世帯の総所得金額がこの基準額以下の場合に軽減に該当します。
- ◆5割軽減の基準額 = 330,000 + 240,000 × (世帯の全被保険者数 - 1)
- ◆2割軽減の基準額 = 330,000 + 340,000 × (世帯の全被保険者数)

◆問い合わせ
国民健康保険係
☎ 11330

とくにご注意を 申請や提出が遅れると、年度内での2割軽減が受けられません。ご注意ください。※軽減は保険料の「平等割」と「均等割」の応益部分の額に対して行われるものです。

くらしを考える

一日教室

工課
商観光

「くらしを考える一日教室」とは、消費者が主体的に行動し、より豊かで快適な生活を営むために、最近の消費者問題や身近な商品の扱い方などをテーマに学習するものです。

◆ご参加をお待ちしています。
◆とき 6月から12月まで、原則として毎月1回、午前10時から正午まで

◆ところ

山口県消費生活センター

◆定員 100名（申込み先着順）

◆受講料 無料

◆受付開始 原則として開催日の3週間前から

◆問い合わせ

商工係 ☎ 11336

月 日	テ ー マ
6月20日(木)	家のメンテナンス
7月18日(木)	人生80年時代の生活設計
8月22日(木)	正しい化粧品の使い方
9月19日(木)	心豊かな老後を過ごすために
9月27日(金)	契約、クレジットの基礎知識
10月17日(木)	クリーニングトラブルの防止
11月21日(木)	家庭における危機管理
12月19日(木)	くらしと公正取引委員会

暮らしに役立つ情報を掲載しています。くわしいことは問い合わせ先へご連絡ください。

いきいき国民健康保険

入院時の食事療養費が減額できるとき

市民課

病気などで入院しているとき、病気の食事療養には、一定の自己負担が必要です。

この金額は1日600円ですが

① 市民税非課税の被保険者については450円

② ①の者が1年以内に合計90日を越えて入院をしていれば300円

それぞれ申請に基づいて減額されます。

減額が認められると「国民健康保険標準負担額減額認定証」が交付されますので、入院中の

子どもの問題でお悩みの人へ

家庭児童相談員が相談に応じています

福祉事務所

こんな問題で

悩んではいませんか

* 発達や発音が気になる

* 学校へ行ったがらない

* 悪い行動をやめたい、やめさせたい

* いじめにあっているのでは…

* その他子どもに関する諸問題

相談日は

月・水・金曜日

- * 早期発見・早期治療が大切
- * 相談の秘密は堅く守ります
- * 相談時間は午前8時30分～午後5時15分
- * 電話での相談にも応じます

場所と相談員

* 福祉事務所、重岡雪江家庭児童相談員が行います

☎ 1157